

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）として次のとおり指定しました。

平成三十一年三月十九日

奈良県知事 荒井正吾

薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
オレンジ薬局信貴山店	生駒郡三郷町勢野四丁目三―五	平成三十一年三月一日
たんぽぽ薬局吉野店	吉野郡吉野町大字丹治一三五番地の二	平成三十一年三月一日
江見薬局本町	北葛城郡王寺町本町四丁目六番一六	平成三十一年三月一日
クボ薬局	吉野郡大淀町大字下湊一五三―一	平成三十一年三月一日